会議結果報告書(会議内容全文)

会議の名称	令和元年度第2回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	令和元年9月27日(金)14:00~16:00 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員	品川ひろみ、菊地秀一、齋藤優希、豊田直美、前田元照、横山尚幸
6名/7名中	(敬称略)
傍聴者数	なし

※以下内容については、重複した言葉遣いや、明らかな言い直しや誤りがあったものなどを整理した上で作成しています。

議事	概要
	【部会長 会議開催~会議の一部非公開の決定】
	本日の会議では
	・「利用定員の設定」
	・「認定こども園移行に係る整備計画及び認可・認定」
	・「認定こども園、保育所の整備計画の変更」
	・「小規模保育事業所の整備計画の承認と認可」
	・「条例の改正」
	に関する内容となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認
	部会の役割となっていることから審議するものである。
	なお、整備計画の承認と認可については、非公開で審議することとし、該当する配
	付資料・会議結果報告書は非公開とする。
1.利用定	【事務局説明】
員の設定に	○資料1-1「利用定員の設定について」を用いて説明
ついて	資料1は、この後に整備計画を審議いただく、認定こども園や保育所など、新たに
	認可又は認定をする施設 10 件、このほか新制度に移行する幼稚園 2 件の利用定員の
	設定となっている。
	1ページ目の資料1-1が利用定員の案となっている。1番目の幼保連携型認定
	こども園、2番目の保育所型認定こども園は保育所から認定こども園への移行であ
	り、2・3号の保育定員に増減は無く、認定こども園になることで新たに1号定員を
	設定することになる。次の幼稚園型認定こども園は幼稚園からの移行となり、現在
	の1号定員を減らしてその分を2号定員に振り替える案となっている。
	次に、小規模保育事業A型は新規整備1件で3号19人の設定、最後の幼稚園は私
	学助成から新制度に移行する幼稚園2園の定員設定で、1号定員385名の設定とな
	っている。
	今回設定となる利用定員は、下に掲載しているとおり、2、3号で合計 719 名、1
	号で835人分となっている。

また、その下の供給量増減数だが、既存施設の定員については、既に需給計画における供給量に含まれていることから、現在の計画で計上している供給量を差し引いた数が、今回の整備による純粋な供給量の増減数となり、案どおりの利用定員を設定した場合、2・3号で合計54人分、1号で合計25人分の供給量が増加することになる。

○資料1-2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明

保育所等整備においては保育ニーズの調査を行い、保育の需要に合わせて供給を 行っており、その計画を需給計画と呼んでいる。この表は策定中の次期「さっぽろ子 ども未来プラン」における、保育の需要量と供給量を比較したもの、すなわち需給計 画の進捗状況を示した表となる。

左側の「令和元年度中に決定する供給量の確保方策・量」という欄は、①の認定こども園移行、②増改築等など、整備手法ごとに今年度中に決定した保育の供給量の確保状況を示している。

その結果、既存施設での供給量と、新たに確保した供給量を合わせて、令和2年度当初に見込まれる供給量を「供給量(A)」として、右側に示している。(A)が9月18日の子ども・子育て会議で示した供給量で、「供給量(A´)」が本日の案件がすべて承認いただけた場合の増減を加味した供給量となっている。

また、保育需要の量を「ニーズ量(B)」として示している。こちらも先日の子ども・子育て会議で示したが、昨年度、就学前児童を持つ世帯に対して実施したアンケート調査に基づき算出したものである。

このニーズ量と供給量の差が、一番右側の需給状況(C)となる。プラスの数字は保育の供給量が充足していることを、マイナスは不足を示している。令和2年4月の状況としては、特に2号保育で供給量が不足している。上から3行目の全市合計の数字で-1,426人、各区の内訳でも東区及び南区以外では供給量が不足している状態である。その他の項目でも、区ごとのバラつきはあるが、供給量が不足している区分があるため、次期計画においては、これらの供給量の拡大策を反映させていく予定である。

【主な委員意見・質問】

- ○が委員の発言
- →が事務局回答

○このニーズ量は、4月の段階で保育所等に入りたい人の数ということか。 →ニーズ量はアンケート調査の結果に基づく利用意向率(保育を希望する人の割合)で推計した数字となっている。現在は保育を必要としていないが、将来的には 就労したいので保育を希望するといった、潜在的なニーズも反映した数字となっ ており、4月時点での数という訳ではない。 ○2号保育の需要が増える見込みとのことだが、何が理由なのか。

→様々な要因が考えられるが、女性就業率の向上に伴い、ここ数年は1歳、2歳での保育需要が活発だったため、その児童の年齢が上がって順次2号に移っていることも理由と考えている。

- ○資料1-2の表で(A)から(A´)では、通常だと定員が増えるものと思うが、 一部で定員が減っているのはなぜか。
- →既に整備計画として決定しており(A)の数に含んでいた施設で、計画の変更などが発生したものがあり、それらについてマイナスとなったもの。

上記の説明の後、提示した保育所等の利用定員の設定は、認可又は認定の承認を 前提として承認された。

2. 認定に を を で の を で いて で の 及 で の 及 で の と で の と で いて か の と か

【事務局説明】

○資料2「認定こども園(既存施設からの移行)の整備計画及び認可」を用いて 説明

今回審議いただく認定こども園は「幼保連携型認定こども園」、「保育所型認定こども園」、「幼稚園型認定こども園」の3類型となっている。

認定こども園とは幼稚園と保育所の機能を両方兼ね備えた施設であり、保護者の 就労状況が変わった等、保育に必要な要件を満たさなくなった場合でも、引き続き 施設を利用することができる。保育機能部分を利用する児童と幼稚園機能を利用す る児童が一体的に教育・保育を受けることができる施設となっている。

また、認定こども園は地域の子どもの養育に関する相談や助言、家庭において保育が困難となった子どもの一時的な預かり等の子育て支援事業を実施するよう努めていただき、より一層地域に密接に関わる子育て機能を持った施設となる。

資料2の別紙に記載しているが、認定こども園には「幼保連携型」・「幼稚園型」・「保育所型」・「地方裁量型」の4類型がある。それぞれ、施設としての法的性格や設置主体の制限や職員の要件など、各基準について違いがあるところ。

また、資料の「移行特例とは」という項目について、今回審査いただく案件はすべて既存の保育所・幼稚園からの移行だが、保育所・幼稚園が認定こども園に移行する場合、園舎及び園庭の面積について本来の基準ではなく、元々の保育所や幼稚園の基準を適用し、移行を可能とする特例制度がある。特例が認められる基準は園舎及び園庭の面積であり、表に記載のある通り現在の施設での基準のまま移行が可能となっている。

資料 2-1 の審査案件一覧について、こちらは、幼保連携型認定こども園へ移行する保育所で 1 件となっている。

設定する利用定員については、先ほど説明のとおり、現在の保育所の利用定員を そのままに、1号定員をプラスするという形で設定している。よって、1号定員の設 定分が、園全体での定員増となる。 なお、本市の1号供給量は既にニーズを満たしている状況だが、認定こども園は、 保護者の就労形態が変わった場合にも継続して利用できるなど、保育所を利用する 方にもメリットがあることから、国は既存施設の認定こども園化を進めていく方針 となっており、本市においても、同様にこれを推進しているため、ニーズを超える1 号については特例枠としての設定を認めている。

一覧右側の備考欄には、各計画の概要を示しているが、今回移行予定の計画は、新たな施設の改築整備等を伴わず、既存の保育所の施設をそのまま活用して認定こども園へ移行する、という内容になっている。

2ページ目は保育所型認定こども園へ移行する保育所の一覧で、移行する保育所は6園となっている。

備考欄で、一部施設に「屋外遊戯場は公園(代替園庭)」、「移行特例を適用」との記載があるが、保育所型認定こども園は自前の園庭が基準面積以上確保できない場合には公園を代替園庭として使用することが認められている。

また、移行特例について、開成いちい認定こども園、栄町マスカット保育園が園庭 面積、丘珠マスカット保育園が園舎面積で適用することとしている。

3ページ目は幼稚園型認定こども園へ移行する幼稚園の一覧で、移行する幼稚園は2園となっている。

今回移行予定の幼稚園型認定こども園については、いずれも $0\sim2$ 歳児の3号定員の設定はなく、新たに2号定員を設定する形となっている。1番の「認定こども園札幌北幼稚園」は、認定こども園移行後は1号を280人、2号を20人の設定、2番の「聖ミカエル幼稚園」は1号 75人、2号 15人の設定としている。

資料2-2の審査結果一覧は、表の左側で示しているのが認可基準となる項目であり、資料では、項目ごとに各施設その内容がどうなっているのか、その内容が基準を満たしているのか、ということを示している。特徴的な部分に絞って説明をする。

1番の「創成札幌こども園」の「設置階・避難設備等」だが、保育室は1階、2階及び3階に設置している。基準上、保育室を2階以上に設置する場合は、建物が耐火構造であることや、条例で定める避難設備の設置や転落防止設備の設置が求められるが、通常使用する階段に加え、避難設備としての屋外特別避難階段及び転落防止設備を設置していることから、「適」と判断している。

なお、今回移行を計画しているすべての認定こども園は2階以上に保育室を設置 しているが、避難設備としての階段及び転落防止設備を設置していることを確認し ている。

また、この法人は、市内に系列園として幼稚園4園を運営している。

次に、保育所型認定こども園について、1番の「認定こども園屯田桃の花保育園」だが、基準以上の自前の園庭が無いことから、「屯田ひがし公園」を代替園庭とする計画。なお、代替園庭については基準以上の面積があることはもちろん、屋外活動に当たって安全が確保されていること、また、園からの距離がおおむね300m以内であり、移動にあたって安全が確保される場合のみ認められるが、いずれの要件も満たしていることから、「適」と判断している。

また、この法人は系列園としては市内に保育所2園を運営している。

次に2番の「開成いちい認定こども園」だが、園庭については移行特例を適用する ことで、基準をクリアしている。

系列園だが、市外で保育所を11園運営しており、市内では企業主導型保育事業を 1園運営している。

3・4・5番の「北栄マスカット保育園」・「丘珠マスカット保育園」・「栄町マスカット保育園」はすべて同一法人の運営であり、運営する保育所全てを認定こども園へ移行する計画となっている。

3番の「北栄マスカット保育園」は「元栄なごみ公園」を代替園庭としている。

4番の「丘珠マスカット保育園」は園舎面積において移行特例を適用することで、 基準をクリアしている。

5番の「栄町マスカット保育園」は園庭面積において移行特例を適用することで、 基準をクリアしている。

最後、6番の「中の島みどりのこども園」は、「平岸みはらし公園」を代替園庭と して設定している。

次に、幼稚園型認定こども園だが、1番の「認定こども園札幌北幼稚園」について、「食事の提供」について、1号・2号ともに外部からの搬入を予定しており、1号については一部曜日で弁当持参をさせる計画となっている。同様に2番の「聖ミカエル幼稚園」も給食は外部搬入であり、1号についてはこちらも同じく一部曜日にて弁当を持参となる計画。

以上、札幌市の審査では、幼保連携型・保育所型・幼稚園型こども園ともに、これらの各項目について全て「〇」と判断をし、総合評価として「適」と判断した。

【主な委員意見・質問】

- ○が委員の発言
- →が事務局回答
- ○幼稚園型認定こども園は2園とも給食は外部搬入ということだが、外部搬入する業者について基準はあるのか。
- →特別な基準は無く、各施設で業者を選定しているところ。
- ○幼稚園型認定こども園では2号で入所した児童だけ、幼稚園に残って長時間保育を受けるということか。
- →2号の児童については、保育所と同様の11時間保育が基準となる。また、1号の児童については教育時間だけで帰る児童もいれば、引き続き預かり保育を利用する児童もいるところ。

上記の質疑の後、設置認可又は認定申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合

に限り、認可又は認定することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

3. 認定こ ども園(創 設)の整備 計画の変更 について

【事務局説明】

○資料3「認定こども園(創設)の整備計画の変更」を用いて説明

平成 30 年度第3回 認可・確認部会で審議いただいた「学校法人ふれ愛チャイルド」が実施する「幼保連携型認定こども園ときわみなみのこどもえん」の整備の計画変更について審議いただく。

整備計画の変更の経緯だが、この案件は、南区の真駒内 380 番にある既存の幼稚園の園舎を取り壊して、認定こども園を新園舎として整備するもので、定員は 1 号が現行より 102 人減で 78 人、2、3 号が合わせて 90 人、合計で 168 人となっており、来年 4 月の開園を目指して整備を進めていたところ。

しかし、当該整備のための工事請負契約の入札を2回実施するものの不調となったことから、構造を鉄筋コンクリート造に変更するなどの対策が必要と判断して整備計画を見直したもの。

また、設計変更作業に時間を要することから、開園予定日を令和3年4月1日に 延期する。

施設の名称や整備予定地などに変更はなく、構造の変更に伴い間取りの見直しが 発生したため面積も若干の変更が発生しているが、基準を満たしていることを確認 している。

資金計画については、施設の構造を見直した上で見積もりを行うなど費用の再整理をして、変更後も資金調達が可能な計画となっている。

変更が発生した個所は以上となっており、変更後の整備計画についても審査基準 を満たしていることから、総合評価を「適」と判断している。

【意見・質問なし】

上記の説明の後、設置認可申請時点において、これらが計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

4. 保育所 (新設)の 整備計画の 変更につい て

【事務局説明】

○資料4「保育所(新設)の整備計画の変更」を用いて説明

平成30年度第3回認可・確認部会で審議いただいた「社会福祉法人キッズランド・リラ」による保育所新設の整備計画「宮の森ライラック保育園」の計画変更について、審議いただく。

「宮の森ライラック保育園」は、保育所建設に先立って開催した建設説明会などにおいて近隣住民の方から、保護者の園児送迎に伴う路上駐車などに、懸念の声が寄せられた。

事業者は、近隣住民の方との意見交換を重ねて、今回お示しした変更案について 概ねご了解いただけたものとして、本日の部会での審議に至っている。 整備計画の主な変更点について説明する。まず定員については、当初の計画では 定員 90 人としていたが、定員を 30 人減じた計画としている。

また、園舎の設計も見直し、定員1人あたりの各保育スペースや園庭などの面積、 駐車場スペースを拡充しているところ。

次に、開設予定日については、当初の開園予定日を来年4月1日に予定していたが、設計変更に時間を要するため、令和2年10月1日を開園予定日としている。

施設の整備予定地や施設名、園舎の構造や屋外遊戯場の設置場所に変更はない。 変更後の資金計画においても、資金調達が可能な計画となっている。

変更後の整備計画についても審査基準を満たしていることから、総合評価を「適」と判断している。

【主な委員意見・質問】

- ○保育ニーズは多い地区での計画なのか。
- →当該地区は必要度Bで保育ニーズはある地区となる。
- ○送迎時の駐車問題などの懸念が多いようだが、徒歩圏内の児童だけでも一時預 かりで受け入れするなどの特例的な対応はできないのか。
- →定員に合わせて施設規模もコンパクトにするため、施設にそこまでの余裕はできないと考えられる。

上記の質疑の後、認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

5. 小規模 保育事業 (新設)の 整備計画に 及び認可に ついて

【事務局説明】

- ○報告事項 整備計画の中止について
- ※ 配布資料なし

8月2日に開催した令和元年度第1回認可・確認部会で審議いただいた整備案件について1件報告がある。中央区に小規模保育事業所を新設で整備する予定の「れいわ円山保育園」について、事前に物件の貸主とは合意をしていたが、整備決定の直後になって、貸主側の都合で物件の賃貸契約を進められない状態になり、やむを得ず事業を辞退したいと事業者から届け出があった。そのため、この整備については中止となったことを報告する。

【事務局説明】

○資料 5 「小規模保育事業 (新設) の整備計画に及び認可」を用いて説明 資料 5 − 1 の審査案件一覧だが、今回の審査案件は厚別区で応募があった 1 件。 整備区分は改修で、賃貸物件などの内部を小規模保育事業所として改修整備する もの。また、今回の案件は改修費用の一部について札幌市が補助をして整備する予 定となっている。

施設名は、「M's (エムス) 保育所」、厚別西2条4丁目に整備する予定で、設置者は、「合同会社 M's」となる。定員は0歳児が3人で、1、2歳が各8人で合計19人となっている。物件は、既存建物を賃貸する予定で、建物はRC造8階建の2階部分を活用する。また、屋外遊戯場は近隣の公園を代替園庭とする計画。

なお、今回の募集では当初2件のエントリーがあったところ、物件の賃貸契約の 調整がつけられず、1件が取り下げとなっている。

資料 5-2が、この案件の審査結果となる。「1事業計画との整合性」から「4運営」までの審査項目について、すべての項目が基準を満たしている場合に、総合評価を「適」としているが、今回の審査案件は「適」と判断している。

まず、事業者の適格性については、整備に必要な費用は、預金、補助金、借入金で確保していることを確認している。事業者は昨年6月に設立した法人で、法人としての保育経験はないが、スタッフに保育経験者がおり、施設長予定者も認可保育所で4年間の勤務経験があると聞いている。

また、設備については、保育室等を2階に設置することから安全対策が必要になる。建物は耐火建築物で、避難経路として屋外階段を設置するほか、転落防止設備等を設置する計画で、必要な対策が取られていることを確認している。

また、運営について、保育士は基準上必要な5人に対し、すでに3人確保済みであり、引き続き、開園までの確保に向けた準備を行っている。

最後に、連携施設については、市外の認定こども園大麻まんまるこども園と連携協定を締結しているが、加えて、近隣の連携施設の確保について交渉活動も引き続き行っているところ。

【意見・質問なし】

上記の説明の後、設置認可申請時点において、これらが計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

6.条例の改正について

【事務局説明】

○資料 6 「札幌市児童福祉法施行条例、札幌市子ども・子育て支援法施行条例及 び札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の改正につい て」を用いて説明

札幌市が条例で定めている、いわゆる認可基準と運営基準について、国の基準が 改正されたことに伴い、札幌市の条例も改正する必要が生じたものとなっている。

初めに、条例改正が必要となった経緯についてだが、子ども・子育て支援法附則第 2条第4項等により法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案 し、必要があると認められるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果 に基づいて所要の措置を講ずるものとされていた。 このため、国において、新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目について見直しの検討を行った結果、経過措置の延長が必要と認められたものについて、本市の条例においても同様に対応する必要が生じたものである。

また、建築基準法の改正により階数が3で延べ面積が200平方メートル未満の建築物について、耐火建築物であることが求められなくなったことに伴い、保育所等においては、当面、3階以上に保育室等を設ける場合は耐火建築物とするという現行の規制を維持するため、改正する必要がある。

このような経緯から、各条例の改正が必要となったもので、いずれの改正も現状の基準を維持するもので、これまでと同様の保育の質は確保されることとなる。

まず、札幌市児童福祉法施行条例の改正について説明する。資料6の2番に記載 しているが、この条例では、改正点が2点ある。

まず1点目が、家庭的保育事業における自園調理に関する規定の適用猶予の経過措置延長となる。これは、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の改正に伴うものであり、元々地域型保育事業においては、自園調理を義務付ける規定の適用を猶予する経過措置期間を5年としていたが、このうち家庭的保育事業については自園調理への移行率が低いということから、家庭的保育事業のみ経過措置期間を10年に延長したため、本条例においても経過措置期間を10年とする旨の条文を追加するもの。

本市において、自園調理を行っていない家庭的保育事業所が現在1施設あり、経 過措置期間中は自園調理せずに施設運営したいとの意向があることから、仮に経過 措置期間を延長しない場合、認可基準を満たさない状態となり、施設運営が不可能 となり、入所児童に与える影響が大きいことから、経過措置の期間延長が必要と判 断し、省令の改正に従って改正するもの。

2点目が、連携施設の確保における経過措置延長で、こちらも、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の改正に伴うもの。地域型保育事業の連携施設の確保における経過措置期間を5年としていたところ、連携施設の要件をすべて満たしていない事業者が多くいることから、経過措置期間が10年に延長されたため、本条例においても経過措置期間を10年に延長する改正をするものとなる。

本市の家庭的保育事業等において、連携施設が確保できていない事業所が全体の 1割程度あり、今年度内に連携施設を確保できる確証がないことや、引き続き保育 ニーズは高まっており、事業停止となった場合の影響が大きいこと等から、経過措 置の期間延長が必要と判断し、省令の改正に従い改正するもの。

新旧対照表案は、資料6の2ページ上段のとおりとなっており、施行期日は令和 2年4月1日を予定している。

また、冒頭での説明のとおり、建築基準法の改正に伴い、保育所等においては、当面、3階以上に保育室等を設ける場合は耐火建築物とするという現行の規制を維持するため、文言修正を行う予定となっている。

続いて、3ページの札幌市子ども・子育て支援法施行条例の改正について説明す

る。この条例においては、改正点が1点あり、連携施設の確保における経過措置延長となっている。これは、先ほどの札幌市児童福祉法施行条例と同様のものであり、経過措置期間をさらに5年延長する改正となる。

先ほどの札幌市児童福祉法施行条例は施設の設備の基準を定める認可基準という ものであるのに対して、この条例は施設型給付の基準を定める運営基準となる。運 営基準は認可基準を前提としているため、同様の内容で改正するもの。

新旧対照表案については、資料6の3ページ中段のとおりで、施行期日については、令和2年4月1日を予定している。

次に、4番の札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例 の改正について説明する。

この条例では、改正点が1点あり、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の 員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に関する特例の延長となっ ている。これは今年10月上旬に予定されている、「幼保連携型認定こども園の学級 の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」の改正に伴うもの である。

今年6月の認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園について、今年度末まで設けられている保育教諭等となることができる者の要件に係る特例が5年間延長されることに伴って、内閣府令において規定されている、配置すべき職員の員数に算入することができる副園長または教頭の資格要件の特例の経過措置の期間についても5年延長されるため、本条例においても経過措置の期間を5年延長する改正を行うもの。

経過措置を延長することで、既設の幼保連携型認定こども園の施設運営の安定化、施設における必要な人材確保に資するため、内閣府令の改正に従い条例を改正するものである。

新旧対照表案については、資料6の4ページ上段のとおりで、施行期日については、令和2年4月1日を予定している。

また、建築基準法の改正に伴い、幼保連携型認定こども園においては、当面、3階以上に保育室等を設ける場合は耐火建築物とするという現行の規制を維持するため 文言修正も行う予定となっている。

併せて、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に対しても同様に現行の規制を維持するよう、札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例についても同様の文言修正を行う予定となっている。

【主な委員意見・質問】

○連携施設の経過措置の延長について、連携施設を確保することが非常に大変であると聞いている。経過措置が10年に延長されるのは良いが、連携施設の確保について札幌市ではどのような支援を考えているのか。

→札幌市の補助を受けて新規開設する保育所等には、卒園後の受け皿として連携

施設となることに努めることを補助要件としており、地域型保育事業所から相談があった場合には、こういった新規施設を紹介するなどしている。

- ○これら経過措置について、5年間の延長期間で解決できる見込みなのか。
- →国などで5年後の状況を再度確認し改めて判断することになると思われる。